

いまよりも もっと ずっと 豊かな社会へ

JAグループの

男女共同参画

を実現するために



JA全国女性組織協議会  
全国農業協同組合中央会

# よりよい社会のためには、男女で力を合わせることが必要です

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

男女共同参画社会の実現が、21世紀の日本社会を決定する最重要課題です。

1

男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮しないと、日本社会は立ちいかない。

2

男女共同参画社会について、基本理念を明らかにし、国、地方公共団体、国民の取り組みを総合的、計画的に推進する。

このふたつの課題の解決策として、「男女共同参画社会基本法」

は制定されたのです。

▶ 男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取り組みがあります。

## 法的に

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、配偶者暴力防止法など、女性の社会参加拡大や、人権侵害防止のため、法制度を改善しています。

## 企業では

松下電器産業では、社内風土の改革と働く女性に対する生活支援サービス事業の提案を目的とする「女性かがやき本部」を設置しています。

## 地方行政では

農林水産省が、平成16年に実施した「男女共同参画でいいことあったまち・むらコンクール」で青森県十和田市が、農林水産大臣賞を受賞しました。

# 女性の願い・考えを反映させて、農業に新しい風を吹かそう

営農と生活の場において、女性は脇役ではありません。

## ▷ 農業に従事する人のおよそ60%は女性です。

農畜産物の生産、加工、販売の多くを女性たちが、担っています。また、一方では、家事、育児、高齢者介護の多くは依然として女性の肩にかかるており、家庭における男性の役割分担は、極めて少ない状態です。

## ▷ 営農と生活を事業の柱とするJAにおいて、女性の参画はまだまだ少ない状況です。



## ▷ 女性が「JA運営に参画する」とは？

JAは組合員の生活を守り向上させるためにつくられています。組合員は出資金を出し、事業を利用し、運営にも参画することによって、自分の生活向上を実現するのです。

### 組合員として

つまり、最初の一歩は組合員になることです。

一組合員としての協同活動に加え、JA内の各種委員会の委員、総会に代わる最高意思決定機関である総代会の総代、理事、監事と、様々な役職に就任し、そこで役割を發揮するなど参画の場面はたくさんあります。

和歌山県のJA紀南では、女性が総代会議長をつとめています。

### 職員として

JAの事業活動を実際に行う職員においても、女性がJA運営に参画することが必要なことは同じです。

- ・性別により職域が固定化されていませんか？
- ・男性も希望すれば育児休業がとれますか？
- ・女性の管理職は増えていますか？

兵庫県のJA兵庫六甲では、営農指導員体制を強化し、平成16年度には、営農指導員65名中、女性は24名となりました。

宮崎県のJA都城では、育児・介護休業の取得を促進した結果、平成15年度厚生労働省「ファミリーフレンドリー企業表彰」の宮崎労働局長賞を受賞しました。

# よりよいJAのためには、男女で力を合わせることが必要です

JAグループは「女性のJA運営への参画の促進」に取り組んでいます。

男女共同参画型のJA運営にするため、JA運営への女性の参画拡大を促進しています。

## ▶ 第22回JA全国大会で決めた目標数値

平成13年に開催した第22回JA全国大会で「女性のJA運営への参画の促進」を決議しました。全JAで男女共同参画推進方針を策定し、数値目標を設定のうえ、これに取組むこととし、全国平均の数値目標を設定しました。その結果、JAの女性役員は平成13年の187名から平成15年は266名へと拡大するなど、一定の前進はありました。しかし、全体としては、目標数値の達成には至りませんでした。

## ▶ 第23回JA全国大会で決めた具体策

そこで、平成15年開催の第23回JA全国大会では、引き続きJA運営の女性参画促進を決議しました。今回は特に、理事・総代への女性選出枠の設定など具体策を明示しました。

- ① JA女性組織をJA運営の中核的組織と位置づけ、組織強化・活動の活性化をはかる。
- ② JA理事・総代への女性層の選出枠を設定する。
- ③ 正・准組合員加入促進のため、組合員加入メリットを創出する。



### 第22回JA全国大会の目標数値

- ① 正組合員加入  
正組合員における女性の割合を25%以上とします。
- ② 総代への就任  
総代における女性の割合を10%以上とします。
- ③ 理事への就任  
合併JAにおいては女性理事を2名以上とします。  
なお、経営管理委員会制度を採用しているJAでは、女性委員数を2名以上とします。
- ④ 各種委員会への参画  
すべての委員会における女性委員を2名以上とします。
- ⑤ 参与への就任  
参与制度を実施する場合は、女性参与を2名以上とします。

女性の夢の実現が地域社会を変えていきます。

- 農産物の有効活用として、加工に取り組みたい



JA加工場の利用

- JAの花づくり研究会



JA職員のボランティア参加

- JA直売所で加工品販売



- 地域で螢の生息地を守る



全組合員の取り組みへ

- 地域の花いっぱい運動へ



- 子ども達の農業体験活動へ発展

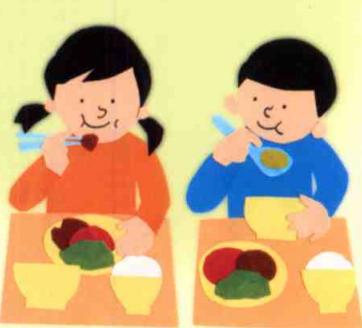


生産部会の協力で実現

- JA女性組織で環境問題に取り組む



- 学校給食に地場産食材を使ってほしい



# JA運営における女性参画の現状

## ▶ 平成15年3月現在、農林水産省調査より

女性正組合員は、平成15年3月現在、全国で783,806人で、女性正組合員の統計を取り始めた昭和55年度と比べ、およそ28万人増加しています。しかし、都道府県格差は大きく、最も高い県28.3%、最も低い県6.9%となっています。

**女性**：正組合員になる意義を十分理解したうえで、加入に向けた具体的行動をおこす。

**男性**：女性に正組合員加入をすすめる。

**J A**：組合員基盤の強化・拡充のためには、女性正組合員の増加が欠かせないことを十分認識し、加入促進の具体策を策定。

都道府県名	正組合員			役員		
	全 体	うち女性	割合(%)	全 体	うち女性	割合(%)
北 海 道	88,299	13,953	15.8	2,203	5	0.23
青 森	82,435	10,916	13.2	756	3	0.40
岩 手	117,934	17,431	14.8	530	0	0.00
宮 城	141,499	27,809	19.7	486	3	0.62
秋 田	120,937	21,892	18.1	464	2	0.43
山 形	114,916	13,170	11.5	517	3	0.58
福 島	158,982	20,148	12.7	694	5	0.72
地区計	825,002	125,319	15.2	5,650	21	0.37
茨 城	170,658	20,316	11.9	1,186	10	0.84
栃 木	115,084	15,628	13.6	463	2	0.43
群 馬	103,217	11,293	10.9	834	7	0.84
埼 玉	148,575	18,708	12.6	923	2	0.22
千 葉	159,411	19,900	12.5	805	0	0.00
東 京	48,079	9,355	19.5	472	1	0.21
神 奈 川	62,719	8,686	13.8	597	3	0.50
山 梨	68,708	7,657	11.1	498	3	0.60
長 野	215,941	30,980	14.3	817	15	1.84
新潟	197,167	28,247	14.3	983	6	0.61
地区計	1,289,559	170,770	13.2	7,578	49	0.65
富 山	85,665	11,279	13.2	508	4	0.79
石 川	69,736	7,480	10.7	537	3	0.56
福 井	56,165	6,224	11.1	392	5	1.28
岐 阜	152,904	19,962	13.1	513	5	0.97
静 岡	155,509	19,501	12.5	552	1	0.18
愛 知	169,880	21,579	12.7	654	8	1.22
三 重	118,470	8,178	6.9	479	4	0.84
地区計	808,329	94,203	11.7	3,635	30	0.83
滋 賀	64,109	5,421	8.5	409	2	0.49
京 都	65,197	6,138	9.4	284	9	3.17
大 阪	67,894	9,338	13.8	517	5	0.97
兵 庫	211,471	36,856	17.4	405	6	1.48
奈 良	55,379	5,313	9.6	31	0	0.00
和 歌 山	75,860	17,152	22.6	505	3	0.59
地区計	539,910	80,218	14.9	2,151	25	1.16
鳥 取	52,220	6,244	12.0	173	8	4.62
島 根	82,805	13,008	15.7	332	6	1.81
岡 山	159,180	36,604	23.0	475	1	0.21
広 島	190,906	46,312	24.3	704	8	1.14
山 口	107,208	30,359	28.3	400	3	0.75
徳 島	86,540	15,366	17.8	494	5	1.01
香 川	87,494	16,559	18.9	86	2	2.33
愛 媛	110,168	19,286	17.5	460	2	0.43
高 知	77,526	20,665	26.7	401	21	5.24
地区計	954,047	204,403	21.4	3,525	56	1.59
福 岡	135,308	22,743	16.8	763	42	5.50
佐 賀	64,725	9,399	14.5	444	8	1.80
長 崎	65,074	7,592	11.7	315	11	3.49
熊 本	108,692	13,391	12.3	532	7	1.32
大 分	82,446	12,645	15.3	487	0	0.00
宮 崎	70,639	9,825	13.9	312	7	2.24
鹿児島	149,651	27,461	18.4	617	9	1.46
沖縄	56,558	5,837	10.3	67	1	1.49
地区計	733,093	108,893	14.9	3,537	85	2.40
総 計	5,149,940	783,806	15.2	26,076	266	1.02

※平成14事業年度総合農協統計表(農林水産省調べ)より

女性役員は、平成15年3月現在、266人で、役員全体に占める割合はやっと1%を超みました。女性役員の統計をとり始めた昭和55年度に比べ、237人増加しました。



女性：地区選出への立候補、女性枠の設定要請など、具体的な取組み。

男性：理事に立候補した女性に対する応援、女性枠設定に対する理解と承認。

J A：地区選出へ女性が立候補しやすい環境づくり。

女性枠設定に向けての手続きと諸規程の整備。

## ▶ 平成16年9月現在、JA全中調査より

### 女性役員の多いJA

長崎県	JAごとう	理事5名
山形県	JA山形おきたま	経営管理委員4名
長野県	JA佐久あさま	理事4名
京都府	JA京都丹後	理事4名
長崎県	JAながさき西海	理事4名

J A福岡中央会では、県下全広域JAに2名以上の女性理事就任を指導し、全JAで実現しました。

- ・女性組合長が1人います。
- ・30代の女性理事が1人います。
- ・JAに女性の理事・経営管理委員、監事のいずれもいない県が1県あります。

都道府県中央会には女性理事2名、女性監事1名がいます。

全国段階では  
(社)家の光協会に女性理事1名  
全農に女性経営役員1名  
(株)日本農業新聞に女性取締役1名がいます。

# JJA運営への女性参画をすすめるうえでの課題

## 「JJA運営への女性参画に関するアンケート」調査結果より

JJA全中では、平成16年9月に、参事または担当部長と女性管理職を対象に、上記アンケート調査を実施しました。女性参画の必要性については、約8割の人が「農業・農村の発展のため」と認識しているにもかかわらず、その取り組み状況については、約7割の人が「あまり進んでいない」と評価しています。

### ▶ JJA運営への女性参画がすすまない要因は

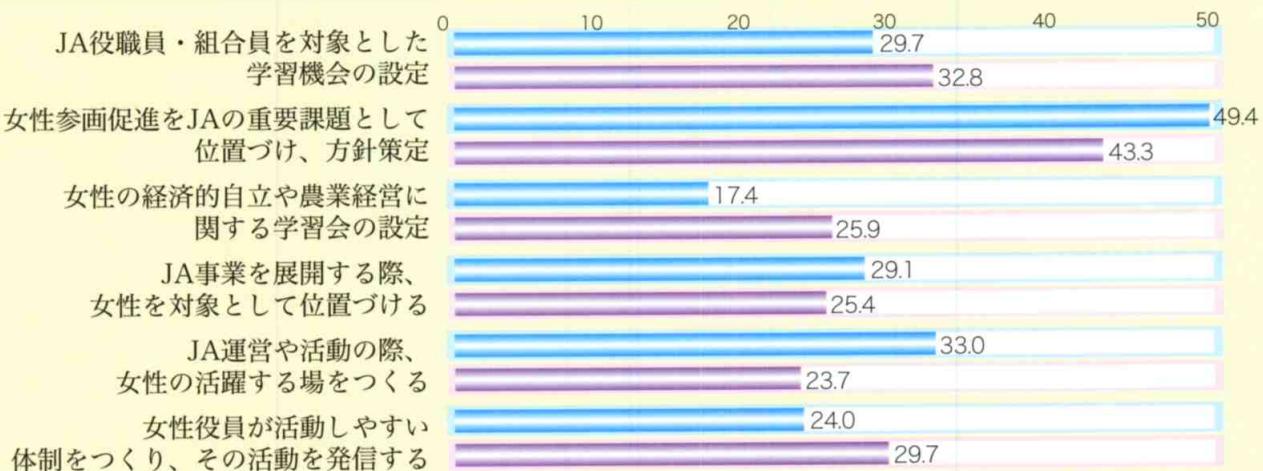
参事・担当部長 N=300  
女性管理職 N=564



参事・担当部長と女性管理職で順番の違いはあるが、上位3つの解答は「組合員・組合員家族が必要性を理解していない」「女性が必要性や意義を理解せず、参画に消極的」「女性が必要性や意義を理解しても、家事の負担感などで消極的」で同じになっている。女性管理職は上位3つがほぼ同率だが、「家事の負担感などで消極的」が僅差で1位になっている。

### ▶ JJA運営への女性参画実現に向け、必要なことは

参事・担当部長 N=300  
女性管理職 N=561



参事・担当部長、女性管理職とも第1位は40%を超える「女性参画促進をJAの重要課題として位置づけ、方針策定」となっている。常勤役員の第2位は、「JA運営や活動の際、女性の活躍する場をつくる」だが、女性管理職では最下位であり、第2位は「JA役職員・組合員を対象とした学習機会の設定」である。つまり、女性管理職はJA全体としての学習機会を求めており、参事・担当部長は実際の活躍の場をつくることによる促進をねらっている。

## アンケート自由意見より

女性参画の必要性については一定の理解はすすんでいますが、「わがJAで実行」となると足踏み状態です。このような状況の中でJA職員から、以下のような意見も出されています。

力を発揮できる女性はたくさんいる。女性が管理職になつたらかわいそうだなんて思わないでほしい。

(富山県)

今どき男女の割合にこだわるのはおかしい。  
(北海道)

女性の意見を反映しないのは、少数意見で運営することになり不合理。  
(茨城県)

数値目標設定が先行すると、女性参画の意義が不明確になる。  
(島根県)

JA女性部の活動をもっと活発にしないと、JAも女性部も発展がない。

(岡山県)

能力を公正に評価することが、職場の活性化、JA全体の活性化につながる。

(大阪府)

女性の参画はJA改革の1つ。  
(岐阜県)

JAや農家は、一般企業や勤め人家庭に比べ、封建的。まずは男性の意識改革が必要。

(千葉県)

業務形態を改善しないと、管理職とは名ばかり。  
(徳島県)

会議に必ず女性を参加させるのは、すぐできること。

(青森県)

女性だけの組合員サービス課を創設し、新規ビジネスの展開を図りたい。

(宮崎県)

男女共同参画についてのとらえ方は、千差万別ですが、農業やJAをよりよくするためには、男女が一緒に取り組む必要があることを否定する人はいません。組合員家庭の暮らしの中で、JAの職場の中で、長い間続いてきたやり方を変えるには、男女ともに歩みよることが必要です。実現のための一歩を踏み出しましょう。

# JA運営への女性参画促進の取り組み方法

JA女性組織において自主的な学習をすすめましょう。

- ・男女共同参画社会やJAについて基礎知識の習得  
「男女共同参画社会基本法」とは  
JAの事業と運営について（正組合員の資格、総代会の議案、JA事業の種類と内容）
- ・自分のJAの現状は  
男女別の組合員人数、販売・購買額、共済契約保有高など

## ▶ 総合的な方針の策定

ポイント

男女共同参画について、JAとしての総合的な方針を決めることが、全てのスタートです。  
多様な意見を組み合わせて、地域にあった納得できる方針をつくりましょう。



### 方針策定のための委員会を設置します。

委員は組合員各層（青年部・女性部・生産部会など）、役職員各層（役員、管理職、労働組合員など）はもちろん、行政職員、地域の協同組合、女性団体などから人選する方法もあります。



### 総合の方針の案をまとめます。

- ・男女共同参画という視点でJAの現状を検証・分析
- ・男女共同参画型JAのあるべき姿とは
- ・あるべき姿を実現するための手段と時期

組合員だけでなく職員の共  
同参画も忘れずに！  
るべき姿を明確に表すため、  
目標数値を決めることが有  
効です。



### 方針の案を決定します。

- ・組織討議—JAの事業・運営の全てに関わる基本方針として、JAの各種委員会、集落座談会、支所ごと、職場ごとの協議などあらゆる機会を通じて広く意見を聴取し、再度委員会で検討します。
- ・理事会などの決定—最終的にまとめたものを、理事会で決定します。

JAがすべきこと、  
女性組織がすべきこと、  
組合員がすべきことなど、  
具体的手段と時期を明示。



### 決定した方針を広く知らせます。

意見聴取同様、あらゆる機会を活用して組合員、  
職員で学習しあい、方針を共有しましょう。

機関紙、パンフ、「男女共同  
参画のつどい」など特別の  
イベントも効果的

## ▶ 具体的取り組みポイント

ポイント

女性組織として

JA

### 役職員と JA 女性組織メンバーの対話活動

総合の方針策定前でも、策定後でも、現状認識を共有し、相互理解を深めるため、一定期間ごとに繰り返しての実施が必要です。

女性理事とフレッシュミズ、支所部長と支所役員などの組み合わせや、公開対話など工夫して実施。

有効な対話ができるようあらかじめ質問内容や役割を決めて準備しましょう。男女共同参画についての寸劇なども効果的です。

JA

### の各種委員会などへの女性の参画

物事を決定する場である諸会議には、必ず女性の参加を確保します。

JA の諸会議のメンバーをチェックしてみよう。  
→女性がいない会議について、JA へ要望  
各種委員会などに関する学習

組

### 合員加入の促進

一戸複数加入の意義と組合員基盤について学習するとともに、より加入しやすい環境整備を行います。

農業協同組合法、組合員数の推移、組合員の年齢構成などはどうなっているか。

出資に備えて、積み立てを実施する。既に正組合員になっている女性の経験談を聞く。

加入メリットの創出（ポイントカードなど）

出資金についての配慮（自ら出資することを基本に、増資による計画的積み上げなど）

窓口での呼びかけ、新規加入月間の設定など、加入にむけて目に見える具体的取り組みを実施しましょう。

総

### 代への就任

組合員に対し総合の方針を趣旨徹底しますが、総代選出に関しては、再度その趣旨を確認してから、具体的手手続きに入りましょう。

総代の権利と義務の再確認  
総代会資料の見方の学習会  
総代選任後、女性総代同士での意見交換  
女性組織活動の中で総代会報告

女性総代の選出を促進するために、積極的改善措置（男女間の格差を解消するため、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する）として、女性枠を活用することも有効な方法です。

理事の権利と義務の再確認  
損害賠償保険についての学習  
理事会後の疑問点の解決方法の確保  
女性理事同士の意見交換の場の設定  
女性組織への理事会報告：女性組織として意見聴取地区から理事に立候補する女性がいる場合、女性組織としての応援

理

### 事への就任

総合の方針に基づき、役員改選期にむけて学習を積み重ね、女性理事誕生の機運を JA 全体で盛り上げましょう。

総代と同様、積極的改善措置として、女性枠を活用することも有効です。役員選任委員会にも女性が参画を。

# 国も応援しています



男女の別に関わりなく、個性と能力を発揮でき、男女が共に支え合う男女共同参画社会の実現は最重要課題であります。

中でも農業は、女性が就業人口の約6割を占めるなど重要な担い手であり、今日、食の安全・安心の確保が強く求められていることから、女性の活躍が大いに期待されています。

政府では、「社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性の占める割合が30%程度となる」ことを目指し、女性のチャレンジ支援策を推進しております。

JAグループの取組により、農村女性がますます指導的地位に進出され、豊かで活力ある農村を築かれますよう心からご期待申し上げます。

## ▶ 男女共同参画社会の将来像

官房長官の私的懇談会である男女共同参画社会の将来像検討会では、将来の我が国の目指すべき姿として、2020年頃を目指して男女共同参画社会の具体像を描きました。

「男女共同参画は日本社会の希望—多様な価値観の下、個性を生かし、共に生きる社会へ」とのタイトルが付けられ、男女共同参画施策の推進により、2020年頃には希望のもてる社会が訪れているだろうと推測しています。

### —男女共同参画の取組の方向と2020年の望ましい男女共同参画社会の姿—

#### 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になることを目指す等

- 新しい視点の提起、様々な人を考慮した政策等の立案・実施により、組織・社会が活性化

#### 働く場

男女の均等な機会と待遇の確保、社会保障制度、税制等社会制度・慣行の中立化、農林水産業等自営業における男女共同参画の推進等

- 男女ともに能力を最大限発揮でき、日本経済が活性化、多様な働き方の選択が実現

#### 家庭

仕事と家庭の両立支援、子育て支援の拡充、高齢者の社会参画促進、家庭内における暴力への対策の推進等

- 男性の参画で家庭が充実・活性化、子育て・教育力の回復

#### 地域・その他

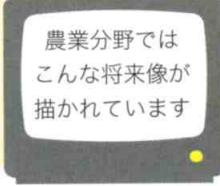
地域に男女が共に参画できる条件整備、地域における女性のチャレンジ支援、男女共同参画を推進する教育の充実、女性の多様なキャリア形成支援等

- 状況に応じた多様な生き方の選択が可能になるとともに、地域機能が回復

#### 地球社会への貢献

国際規範、基準の国内への取り入れ・浸透、男女共同参画の視点に立った政府開発援助の推進等

- 我が国の男女共同参画の進展が諸外国から評価され、活躍の場が拡がる



- 農協の正組合員加入、農協役員、農業委員などへの女性の参画が進む
- 女性が担い手として明確に位置づけられ、意欲と能力を発揮できるようになる
- 女性の起業活動の高度化などが進み、経営の多角化、地域の活性化に貢献
- 女性の経営参画が進展し、経営者としての男女共同参画も進展
- 有給休暇や育児休業などが整備されることにより、女性就農者が増加